

# 公益社団法人東京都歯科医師会国民保護業務計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本計画は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）が「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項並びに「東京都国民保護計画」に基づき、都知事が指定する指定地方公共機関として、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### (実施の基本方針)

第2条 本会は、本計画の実施にあたり、都及び区市町村、その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、歯科医療の確保のために必要な措置を講ずる。

### (計画の通知及び公表)

第3条 本計画は都知事に報告するとともに、ホームページ等において公表を行うものとする。

### (計画の変更)

第4条 本計画はその内容につき検討を加え、必要に応じて修正するものとし、修正を行った場合は、軽微な修正である場合を除き、都知事に報告するものとする。

### (安全の確保)

第5条 会長は、都及び関係機関と連携しつつ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

### (意識の啓発)

第6条 会長は、会員並びに役員、職員に対し、武力攻撃事態等に関する啓発を行うものとする。

## 第2章 平素からの備え

### (平素における体制等の整備)

第7条 国民保護措置を適切に実施するため、平素における体制等を整備することとし、以下に掲げる項目を所掌する。

- (1) 緊急時の連絡網の作成
- (2) 武力攻撃事態等における初動体制の整備

- (3) 関係機関との連絡網の整備
- (4) 関係機関との連携
- (5) 計画の見直し
- (6) その他必要な事項

(国民保護措置に関する訓練)

第8条 会長は、武力攻撃事態等を念頭において、都及び区市町村の国民保護措置についての訓練や、関係機関による合同訓練へ参加するように努め、武力攻撃事態等における各機関の役割を認識し、地域における武力攻撃事態等における歯科医療業務についての理解を促進する。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

(対策本部の設置)

第9条 会長は、東京都国民保護対策本部（以下「都対策本部」という。）が設置された場合は、必要に応じて、公益社団法人東京都歯科医師会国民保護対策本部（以下「本会対策本部」という。）を設置する。

2 本会対策本部を設置したときは、都対策本部にその旨を連絡する。

(本会対策本部の組織)

第10条 本会対策本部の組織は、本会理事会をもって充てる。

2 本会対策本部長は、本会会長をもって充てる。

(警報の内容等の伝達)

第11条 会長は、都知事から警報の内容等の通知を受けた場合は、迅速かつ確実に会員並びに役員、職員等へ伝達する。また、解除の指示があった場合も同様とする。

(被災情報の収集及び提供)

第12条 会長は、本会対策本部を設置したときは、直ちに被災情報の収集を開始する。

2 会長は、被災情報を収集したときは、速やかに都知事に報告する。

(歯科医療救護活動)

第13条 会長は都知事等から歯科医療救護活動の要請があった時は救護班を被災地に派遣する。

2 救護班は、都、区市町村その他の関係機関と連携して以下の歯科医療救護活動に従事する。

- (1) 避難地域等における公衆衛生の確保・管理
- (2) その他必要な歯科医療救護活動

(安否情報収集への協力)

第14条 本会は、都、区市町村その他関係機関からの要請に応じて、自ら又は会員が

把握する安否情報を提供するなど、都、区市町村その他関係機関が行う安否情報の収集に協力するものとする。

(撤収)

第15条 会長は、被災地における歯科医療機関の機能の回復状況を勘案し、救護班を撤収する時期を、関係機関と協議の上、決定する。

2 会長は、都対策本部が廃止された場合、本会対策本部を廃止し、都知事に対してその旨を連絡する。

(職務代理)

第16条 本会危機管理規程を準用する。

(復旧・備蓄その他の措置)

第17条 武力攻撃災害が発生した場合、本会が管理する施設及び設備について、安全の確保に十分に配慮した上で、速やかに施設及び設備の点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急、復旧のための措置を講じるよう努める。

2 国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について日頃よりその把握に努める。

#### 第4章 緊急処理事態への対処

第18条 緊急処理事態における緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2条から第17条までの定めに基づいて行うものとする。

附 則

1 本業務計画は、令和6年12月12日に制定し、同日から施行する。